

議案第50号

渋川市特定乳児等通園支援事業の利用料に関する条例を次のように制定する。

令和8年3月23日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市特定乳児等通園支援事業の利用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が特定乳児等通園支援を提供するに当たり、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価として乳児等支援給付認定保護者が支払う利用料（以下「利用料」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び渋川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年渋川市条例第12号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(利用料の額)

第3条 条例第12条第2項の規定により設定する利用料の額は、無料とする。ただし、市外に住所を有する乳児等支援給付認定保護者が特定乳児等通園支援を利用する場合の利用料の額は、乳児等支援給付認定子ども1人につき、1時間当たり300円とする。

(利用料の減免)

第4条 市長は、規則で定めるところにより、前条の利用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

渋川市が提供する特定乳児等通園支援事業の利用料を定めるものである。